

東公民館区自治会連絡協議会会則

第1条 本会は、東公民館区自治会連絡協議会と称す。

第2条 本会は、事務所を観音寺東公民館内に置く。

第3条 本会は、地方自治の振興促進を目標に相互の連絡調整及び親睦を図ることを目的とする。

第4条 本会は、東公民館区の自治会長をもって組織し会員とする。

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 監 査 2名
- (4) 庶務会計 1名

第6条 本会の役員は、会員の互選とする。

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第8条 会長は、会員を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監査は、本会の会計を監査し、会議に報告する。

第9条 会議は、会長が必要と認めた時に開催する。

第10条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は、会員においてその分担方法を定め、毎年7月末までに事務所に納める。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、平成29年4月1日から施行する。